

発議第4号

民泊において地域の実情に配慮した必要な処置を講ずることを
求める意見書の提出について

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月12日

浦安市議会議長 柳 毅一郎 様

提出者

浦安市議会議員

毎田潤子

賛成者

浦安市議会議員

広瀬明子

〃

吉村啓治

〃

末益隆志

〃

小林章宏

〃

岡本善徳

〃

川野辺則章

〃

美勢麻里

〃

水野実

〃

中村理香子

〃

上野賢一

〃

橋爪雄輔

〃

一瀬健二

〃

深津徳則

〃

宝新

〃

西川嘉純

〃

工藤由紀子

〃

斉藤哲

〃

広田尚大

〃

田村李瑠

民泊において地域の実情に配慮した必要な処置を講ずることを
求める意見書

国は、平成30年6月15日に、住居専用地域において民泊営業を可能とした「住宅宿泊事業法」（いわゆる民泊新法）を施行した。

民泊は観光振興や空き家活用といった面で一定の効果が認められる一方、違法民泊や地域との対話や事業者の責任の明確化が不十分なまま設置され、トラブル発生時に適切な対応が出来ない事例もあり、既存の枠組みの中で十分に対処できているとは言えない状況である。全国的にも騒音やごみ出しルールの違反など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例が報告されるなど、社会問題化している。

本市においては公有水面の埋め立て後、住宅都市として発展してきた。計画的に都市開発が行われ、住宅とその他のエリアが明確に区分されている。さらに大型テーマパークを抱えているという背景もあり、民泊の進出により、今後の環境悪化が懸念される。

民泊新法では民泊営業を地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能としているが、同法第18条に、民泊の実施期間を制限できるのは「都道府県（保健所設置市）」のみとされている。したがって本市のように保健所を持たない基礎自治体は関与できない状況にある。そのようなことから国および県に対し、将来にわたり豊かで住み良い地域の実現を求め、地域の実情に合わせ以下、必要な処置を講ずることを強く求めるものである。

- 1 地域の実情に配慮し、住居専用地域での民泊営業を規制できるよう必要な措置を講ずること。
- 2 無許可あるいは無届け、違法営業等に対する罰則を強化するとともに、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任の厳格化を図ること。
- 3 民泊を行う際、地域住民や管理組合等との事前協議及び合意形成を義務づけること。
- 4 ホテル・旅館に準じたルールを設け、その順守を徹底させる策を盛り込むこと。
- 5 定期的な認定更新手続きの導入を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

浦安市議会議員 柳 毅一郎

あて 内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様
総務大臣 様
法務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
内閣府特命担当大臣（規制改革） 様
千葉県知事 様
千葉県議会議員 様